静岡県人事委員会は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

静岡県人事委員会委員長　　小　川　良　昭

静岡県人事委員会規則７－1191

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第１条　職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則７－104）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第３条　給与条例第20条第１項後段、教職員給与条例第21条第１項後段及び警察職員給与条例第20条第１項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 ⑴～⑷　（略） ⑸　その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。）となつた者 ア～エ　（略） オ　一般地方独立行政法人の職員又は役員（地方独立行政法人法第８条第３項に規定する一般地方独立行政法人の職員又は役員のうち人事委員会の定める者に限る。第７条において同じ。） （特定幹部職員） **第５条の２**　給与条例第20条第２項、教職員給与条例第21条第２項及び警察職員給与条例第20条第２項（以下「給与条例第20条第２項等」という。）の規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則７―36。以下「管理職手当規則」という。）の規定による管理職手当に係る区分が１種から４種までの職を占める職員（休職にされている職員のうち、給与条例第24条第１項、教職員	**第３条**　給与条例第20条第１項後段、教職員給与条例第21条第１項後段及び警察職員給与条例第20条第１項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 ⑴～⑷　（略） ⑸　その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。）となつた者 ア～エ　（略） オ　一般地方独立行政法人の職員又は役員（地方独立行政法人法第８条第１項第５号に規定する一般地方独立行政法人の職員又は役員のうち人事委員会の定める者に限る。第７条において同じ。） （特定幹部職員） **第５条の２**　給与条例第20条第２項、教職員給与条例第21条第２項及び警察職員給与条例第20条第２項（以下「給与条例第20条第２項等」という。）の規則で定める職員は、職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則７―25）第15条の２に規定する職員（休職にされている職員のうち、給与条例第24条第１項、教職員給与条例第24条第１項及び警察職員給与条例第23条第１項に該当する職員以外

給与条例第24条第１項及び警察職員給与条例第23条第１項に該当する職員以外の職員並びに外国機関等派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）とする。	の職員並びに外国機関等派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）とする。
（勤勉手当に係る勤務期間）	（勤勉手当に係る勤務期間）
第12条　（略）	**第12条**　（略）
２　前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、その期間が１日以内の場合は切捨てる。	２　前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、その期間が１日以内の場合は切捨てる。
⑴～⑻　（略）	⑴～⑻　（略）
⑼　育児休業法第19条第１項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間	⑼　育児休業法第19条第１項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間<u>と勤務時間条例第15条の３の規定による子育て部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間を合算した期間</u>が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
⑽・⑾　（略）	⑽・⑾　（略）
（勤勉手当の成績率）	（勤勉手当の成績率）
第14条　成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。	**第14条**　成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。
⑴　法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員　<u>100分の190</u>（給与条例第20条第２項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の230</u>）	⑴　法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員　<u>100分の180</u>（給与条例第20条第２項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の220</u>）
⑵　再任用職員　<u>100分の90</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の110</u>）	⑵　再任用職員　<u>100分の85</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の105</u>）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第２条　職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（静岡県人事委員会規則７－1147）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附　則 １・２　（略） ３　静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52条）第２条第１号の学校の校長に対する第２条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第５条の２の規定の適用については、同条中「休職にされている職員」とあるのは「教職員給与条例第５条第１項の適用を受ける職員並びに休職にされている職員」とする。 ４　職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則７―25）別表第２ア行政職給料表級別職務区分表第６項第１号に掲げる事務長に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則第５条の２の規定の適用については、同条中「休職にされている職員」とあるのは「職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則７―25）別表第２ア行政職給料表級別職務区分表第６項第１号に掲げる事務長並びに休職にされている職員」とする。	附　則 １・２　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。